

# 会費規程

滋賀県職業能力開発協会

# 滋賀県職業能力開発協会

## ( 趣 旨 )

第1条 この規程は、滋賀県職業能力開発協会定款第10条の規程により会員の会費について必要な事項を定める。

## ( 会 費 の 額 )

第2条 本会の会費は別表のとおりとする。

## ( 会 費 の 納 付 )

第3条 会費は毎年7月末日までに納入する。

2 年度途中の会員となったものは、会長が指定する日までに納入するものとする。

## ( 既 納 の 会 費 )

第4条 既納の会費は理由の如何をとわず返還しない。

## 付 則

この規程は、本会成立の日から施行する。

## 付 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

## 付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

## 付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

## 別 表

### 1 認定職業訓練を行う事業所・団体等会員会費

( 1 ) 認定職業訓練で未開校および休校の団体については均等割のみ納付するものとする。

( 2 ) 認定職業訓練校の休校団体および企業会員で、特に会長が必要と認めたときは均等割り2分の1の範囲内において減免することができる。

会 員 区 分	会 費
共 同 職 業 訓 練 団 体	均 等 割 年 額 60,000円
単 独 職 業 訓 練 事 業 所	均 等 割 年 額 40,000円

2 職業訓練および技能検定の推進活動等を行う事業所・事業主および団体等会員会費

( 1 ) 一般事業主会費(企業会費)1口年額 5,000円とする。

負担口数、当該企業の毎年前年度4月1日(同日後に新たに会員となった場合は当該会員となった日)現在の従業員数に応じ次のとおりとする。

従 業 員 数	負担口数	金 額
49人以下	2 口	10,000円
50人以上 99人以下	3 口	15,000円
100人以上 299人以下	5 口	25,000円
300人以上 599人以下	7 口	35,000円
600人以上 999人以下	9 口	45,000円
1,000人以上 2,999人以下	15 口	75,000円
3,000人以上	20 口	100,000円

( 2 ) 団体会員 1口年額 8,000円とし、負担口数については1口以上とする。

3 上記1項および2項の事業を行う事業所・団体等の会費については、上記1項および2項の会費を併せ納付するものとする。

4 賛助会員会費 1口年額 5,000円とし、負担口数については、1口以上とする。